

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和7年1月31日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 松丸 修久

1 入札に付する事項

(1) 件名

療養費支給申請書点検及び照会業務委託

(2) 委託業務の内容

療養費支給申請書点検及び照会業務委託一般競争入札説明書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

ア 入札書に記載する金額は、療養費支給申請書点検及び照会業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の別添1「療養費支給申請書点検及び照会業務委託設計書」（以下「設計書」という。）の項目ごとに1枚あたりの単価（小数点第2位まで記入）とする。

イ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に小数点第3位以下の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1枚あたりの単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 申請書を提出する時点で有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) プライバシーマーク取得事業者又は ISO27001 (ISMS 認証) の認証取得事業者であること。
- (3) 全国の地方公共団体又は全国の後期高齢者医療広域連合が発注する同類の業務について、受注実績がある者であること。
- (4) 委託業務に関する管理責任者を適正に配置できる者であること。
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされていないこと。
- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等に関する質疑応答書提出場所

茨城県水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

茨城県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話 029-309-1211

FAX 029-309-1126

- (2) 入札説明書等の交付場所

茨城県後期高齢者医療広域連合総務課及び茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページで行う。

ホームページアドレス <https://www.kouiki-ibaraki.jp/>

- (3) 入札説明書等の交付期間

入札公告の日から令和7年2月13日（木）まで

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合総務課における入札説明書等の交付は、茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条第1項に定める休日を除く午前9時から午後4時までの間において行うものとする。

- (4) 入札説明書等に関する質問方法等

ア 質問方法

FAX 又はEメールにより質疑応答書を提出すること。

Eメールアドレス : k08soumu@union.ibaraki.lg.jp

イ 質問期間

入札公告の日から令和7年2月13日（木）正午まで

これ以降に到達したものについては回答しないので留意すること。

- (5) 入札者に求められる事項

ア この入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ入札説明書等の配付を受けるか、又は閲覧しなければならない。

イ 入札参加希望者は、次の書類を上記3(3)で指定する入札説明書等の交付期間内に提出しなければならない。

なお、入札参加希望者は、提出した書類について広域連合職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書
- ② プライバシーマーク取得事業者又は ISO27001（ISMS 認証）の認証取得事業者であることを証明できるもの
- ③ 一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときにおいて有効な茨城県物品調達等競争入札参加資格結果通知書の写し
- ④ 契約実績証明書
- ⑤ 申出書

(6) 一般競争入札参加資格審査結果

一般競争入札参加資格確認申請の審査結果については、令和 7 年 2 月 19（水）までに審査結果通知書を発送する。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 2 月 27 日（木） 午後 2 時 30 分

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所

(8) 入札の辞退

上記 3 (1) に示す入札書の提出場所へ郵送により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額を、入札保証金として、入札日に納付しなければならない。

ただし、茨城県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成 21 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 4 号。以下「財務規則」という。）第 134 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除する。

イ 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約保証金として、契約締結のときに納付しなければならない。

ただし、財務規則第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び財務規則第 139 条各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、入札書の 1 から 5 の項目について、項目ごとに 1 件あたりの単価金額（消費税及び地方消費税を除く。）に設計書で定める月見込み件数を乗じたものにさらに 12 を乗じて得た金額で、財務規則第 135 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札結果の公表

入札結果は、茨城県後期高齢者医療広域連合のホームページ等で公表する。

(7) その他

予算の成立後に効力を生ずる事業であり、その事前準備事務手続であるため、当該公告に係る茨城県後期高齢者医療広域連合令和 7 年度予算が否決された場合には、当該公告に掲げる入札は執行しない。

その他の詳細は、入札説明書等による。